

令和5年度令和の日本型学校体育構築支援事業 サポーター派遣事業実施にあたっての留意事項

各学校において事業を実施する際は、学校は以下のことについて御留意ください。

1 派遣日数及び時数

- (1) 事業実施期間は、令和5年6月20日（火）～令和6年1月12日（金）です。それ以外の日に実施しないようお願いします。期間以外で実施してしまうとサポーターに謝金及び旅費を支払うことができません。
- (2) 派遣の際、同日に複数授業を計画するなど、派遣日数が少なくなるよう配慮してください。
1領域につき 7時間を上限とする。
- ※ 柔道、剣道
・柔道、剣道希望校に空手道等の指導者を1時間派遣する。
・柔道、剣道希望校の上限は（7時間+1時間=8時間）とする。
- ※ 剣道
・防具の借用のみも可能。
- ※ 決定通知された時数を超過しないよう御注意ください。

2 事前打ち合わせ

- (1) 決定通知後、学校は外部指導者へ直接連絡を取り、授業日及び打合せの日時等を決定してください。
- (2) 派遣する外部指導者の準備等がありますので、授業日の2週間前までに打ち合わせが完了するように留意してください。（できる限り少ない派遣日数になるように御配慮ください。）
- (3) サポーターとの打ち合わせ完了後、速やかに実施計画書を御提出ください。

【打ち合わせ内容例】

- 学習指導要領に示された指導内容の共有化
- 単元計画における本時の位置づけ（既習内容、○時間目、重点的に指導する内容の明確化）
- 指導者の役割（どのような指導をお願いしたいのか、重点的にかかわって欲しい場面等）
- 児童・生徒の実態、今現在の課題、特別に配慮が必要な生徒の有無とその対応
- 授業日は、何時までに、どこへ来ればよいのか、更衣ができる場所があるのか
- 学校の都合で当日の授業が実施できなくなったときの連絡方法（いつまでに、どこへ）
- 新型コロナウイルス感染症予防対策について など

3 事業実施における注意事項

- (1) 授業主担当者が主体（T1）となってTT形式で進めます。派遣するサポーターに、その時間のすべての指導をお願いすることがないようにしてください。
- (2) 授業においては、生徒の安全を確保するための具体的な方法について必ず実践してください。
- (3) 児童・生徒はもちろん、他の先生方や保護者に対して、事前に本事業の活用や指導者のプロフィール等を紹介してください。
- (4) 事業効果を検証するため、サポーター派遣の前後で児童・生徒、教員に対してアンケートの実施及び集計をお願いします。

4 実施計画書及び実施報告書等の提出

以下の文書を、主管市町教育委員会担当課長宛てに提出してください。

時 期	提出書類	別紙様式	提出方法等
決定通知後	実施計画書	2	【データ】 ・ サポーターとの打ち合わせ終了後、速やかに
事業終了後	実施報告書	3	【データ】 ・ <u>事業活用終了後 2週間以内に</u> ・ メールで送れない場合はCD-R等を郵送してください。
	事例報告書	4	
	アンケート	5 ・ 教師用 ・ 児童生徒用 ・ 集計表	【データ】 ・ 教師用 ・ 集計表 (児童生徒用アンケート用紙の提出は不要)

※ 実施報告書については、スポーツ庁及び県体育保健課で冊子やホームページで紹介することができます。作成にあたっては、掲載可能な授業風景写真（3枚）を貼り付けてください。
(人物が特定できないよう、配慮をお願いします。)

5 その他

- (1) サポーターの謝金及び旅費については、県が負担します。
- (2) 県体育保健課または事業推進委員により事業視察を行うことがあります。事前に準備する書類等はありません。事業視察予定日については、各市町教育委員会主管課を通してお知らせします。
- (3) 事業活用にあたり、御不明な点等がございましたら、遠慮なく御連絡ください。

【問い合わせ先】
長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班
担当：藤原 寛之
【TEL】095-894-3393
【FAX】095-894-3478
【Mail】h-fujihara@pref.nagasaki.lg.jp